

第8章 仮置場における一時保管

本章においては、本市が災害時に発生する被災建築物等の解体等工事に伴う災害廃棄物及び津波等により発生した混合廃棄物の仮置場における一時保管に係る受入れ、分別・保管について示すこととする。

解体等工事現場において行う搬出までの保管は「第6章 3 解体等工事における廃棄物に関する飛散防止措置」を参照すること。

1 仮置場への受入れについて

(1) 受入れ基準

廃石綿等については原則として仮置場への受入れは行わず、許可のある中間処理施設又は最終処分場に直接搬入すること。また、石綿含有廃棄物については、他の廃棄物と区分し仮置場への受入れを行う。

- ① 廃石綿等は、仮置場に長期保管すると、他の廃棄物との接触等により、梱包の破れ等のリスクが大きくなるため、原則仮置場へは受入れない。
- ② 受入れた建材等に廃石綿等の付着がある場合、持ち込んだ者に回収させる。(廃石綿等を含まないことが明確でない吹付材の付着についても同様の扱いとする。)
- ③ 中間処理施設や最終処分場が被災により受入れが困難で、やむを得ず仮置場に廃石綿等を受入れる場合は、適切な梱包・コンクリート固化等を行ったものについて仮置場で受入れる。
- ④ 受入れ基準については、解体等事業者や住民等に事前に周知をすること。
- ⑤ 受入れ廃棄物の区分は以下の表8.1および図8.1の通りである。

表8.1 仮置場における石綿(アスベスト)に係る廃棄物の区分

区分	仮置場への受入れ
廃石綿等	×
石綿含有廃棄物(レベル3建材)	○
石綿を含まない廃棄物	○

※詳細は、「第6章 表6.4 解体等工事現場における石綿に係る廃棄物の区分」参照

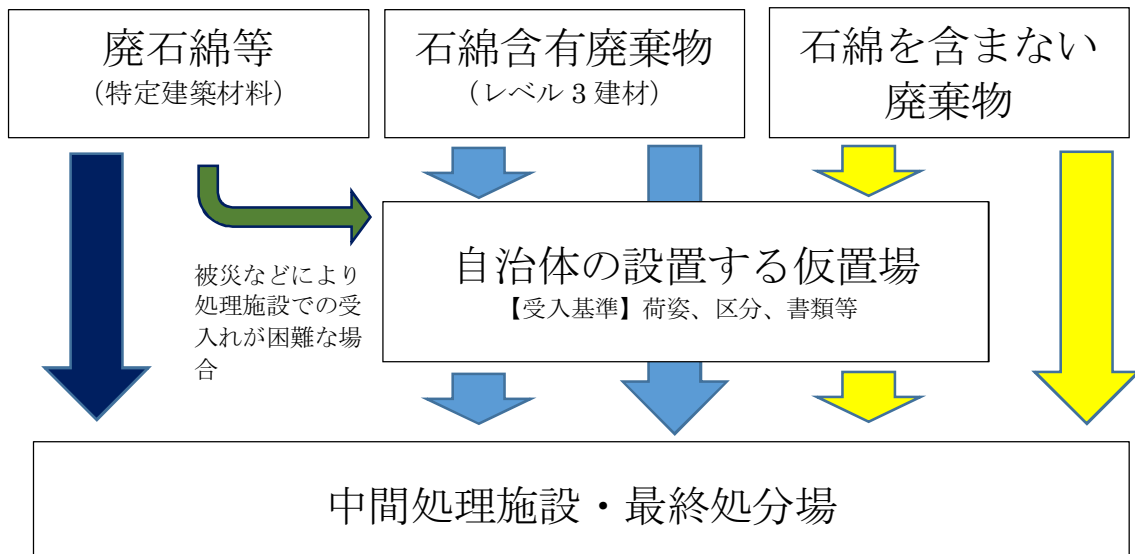


図8. 1 石綿に係る廃棄物の区分ごとの取り扱いフロー

(2) 受入れ荷姿など

飛散のおそれがなく、長期間の保管に向く荷姿で受入れる。特に、やむを得ず受入れを行う廃石綿等は、二重梱包（梱包は、可能であれば剛性のある容器であることが望ましい。）・コンクリート固化等により、飛散のおそれがないことを確認すること。

解体現場における保管と同様に第6章に示される事項を実施する。（詳細は「第6章3 解体等工事における廃棄物に関する飛散防止措置」を参照）

(3) 受入れ時の確認

受入れの際に検査を実施し、廃石綿等、石綿含有廃棄物が他のものと混在していないことを確認すること。

- ① 解体等工事に伴う廃棄物等の受入れの際には、マニフェストあるいは解体等事前調査の結果が確認できる書面で、石綿の含有状況を確認する。
- ② 特に吹付材については目視により石綿含有の有無を判定することはできないため、設計図書だけで石綿の有無に関し明らかにならない場合には、事業者は分析調査などによる判定を行う必要がある
- ③ 受入れの際には、鉄骨材等に残存し付着したものと、分別後の袋詰めされたもの双方について解体等事前調査結果の書類を確認する。

(4) やむを得ず受入れる廃石綿等の分別・保管

廃石綿等の分別は、次のように分別・保管を行う。

(1) 分別場所周辺の養生

コンクリートガラ等に付着した廃石綿等の除去は、原則として他の場所から隔離し粉じん等の飛散防止幕を設けて行う。

(2) 大気汚染防止法に基づく作業基準の準用

除去作業を実施する場合は、大気汚染防止法に基づく作業基準を準用して行う。

(3) 分別後の保管

分別後の廃石綿等は、保管基準に従い適切に区分して保管する。

(5) 石綿含有廃棄物の分別・保管

石綿含有廃棄物の分別は、次の作業手順で実施すること。

(1) 分別場所周辺の養生

分別場所の周辺には粉じん等の飛散防止幕を設置し、散水装置等を設置する。

(2) 石綿含有廃棄物の分別

原則手作業とし、石綿含有廃棄物を原形のまま分別する。やむを得ない場合は、散水等によって湿潤化した後、機械等によって撤去すること。

処分または再生のための破碎又は切断は原則行わない。

(3) 破碎及び切断

収集・運搬のためにやむを得ず実施する場合には、散水等により十分に湿潤化したのち、必要最小限の破碎及び切断を実施する。

(4) 石綿含有廃棄物の分別後の措置

分別した石綿含有廃棄物は、保管基準に従い適切に区分して保管する。

(5) 防じんマスクの着用

石綿含有廃棄物を取り扱う場合は、その作業内容によって適切な防じんマスクを着用する。

2 津波等により発生した混合廃棄物の仮置場における留意事項

大規模な津波や水害等では、建築物等が流失して土砂や水分を含む混合廃棄物が大量に発生するおそれがある。建築物等には吹付け石綿や石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材のような発じん性の高い石綿含有建材が使用されている可能性があり、これらの混合廃棄物から石綿が飛散するおそれがあるため、適切な一時保管が必要となる。

(1) 一時保管における留意事項

混合廃棄物には、廃石綿等及び石綿含有廃棄物や他の有害物が含まれている可能性があることから、有害物質が地下に浸透しないよう、仮舗装の実施や鉄板・シート等の設置を検討すること。

混合廃棄物の保管に際しては、石綿を含む粉じんの発生を防止するため、適宜散水を実施すること。

- ① 混合廃棄物上で重機による作業を行うと、廃石綿等や石綿含有廃棄物が破碎されて粉じんが発生する可能性があるため注意が必要である。
- ② 津波・水害により発生した水分を含む廃棄物であっても、保管が長期化した場合には、乾燥が進んで粉じんが発生する可能性がある。

(2) 分別作業における留意事項

混合廃棄物の仮置場での分別作業時に廃石綿等、石綿含有廃棄物が確認された場合には、保管基準に従い適切に区分して保管する。

また、石綿を含むおそれがあるものを発見した場合には、分析によって確認を行い適切に保管する。

仮置場における分別作業時には、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。